

福岡医発第420号(地)
平成15年 5月23日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原



「重症急性呼吸器症候群」(SARS)流行地域から
帰国した児童生徒等の受け入れについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「重症急性呼吸器症候群」(SARS)流行地域から帰国した児童生徒等の受け入れについての通知が、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より都道府県教育委員会宛なされた旨、日本医師会より別添のとおり報告がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会会員並びに学校医等への速やかな周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、別紙1の留意事項(ア)、(イ)には「疑い例」の症状がある、もしくは出現した場合には、“医療機関の受診を指示する”とありますが、福岡県の連絡体制におきましては、まず最寄りの保健所へご相談いただくことが前提とされておりますので、特にその点にご留意いただき、別紙2「SARSについてのお知らせ」(福岡県作成)と併せてご周知くださいますようお願い申し上げます。

(地Ⅱ20)

平成15年5月14日

都道府県医師会

学校保健担当常任理事 殿

日本医師会常任理事

雪 下 國 雄



「重症急性呼吸器症候群」(SARS)流行地域から
帰国した児童生徒等の受け入れについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

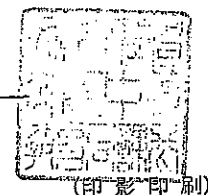
標記の件につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より本会宛に、別添の通り、「重症急性呼吸器症候群」(SARS)流行地域から帰国した児童生徒等の受け入れについて(通知)と題し、都道府県教育委員会に通知をした旨連絡がありましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、本件に関しご了解いただくとともに、学校医に対し周知方よろしくお願いいたします。

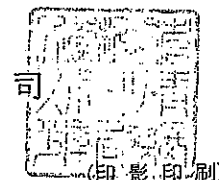
15ス学健第5号
平成15年5月2日

附属学校を置く各国公私立大学事務局長
国立久里浜養護学校長
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会学校保健主管課長
殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
辰野裕



文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
中岡



「重症急性呼吸器症候群」(SARS)流行地域から
帰国した児童生徒等の受入れについて(通知)

標記については、SARSに関する検疫所の対応についての厚生労働省の通知(平成15年5月1日付け健感発第0501002号)も踏まえ、SARSに関する現在の知見の下、当面の考え方として別紙のとおり留意事項をとりまとめましたので、内容を確認の上、適切に対応するようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校及び学校法人等に対しても周知されるよう併せてお願いいたします。

今後、厚生労働省より本件に関する情報等が入り次第、随時お知らせいたします。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

TEL: 03-5253-4111 (代) (内線2918)

留 意 事 項

(1) 児童生徒等の受け入れの対応

伝播確認地域の日本人学校等から帰国した学齢児童生徒等については、それが一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されることが重要である。これらの児童生徒等の受け入れに当たっては、保健所や学校医と連携の上、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。

(ア) 以下の全ての症状がある児童生徒等については、他の人との接触を避け、すみやかに医療機関の受診を指示(受診に当たっては医療機関に事前に連絡させる。以下同じ。)するとともに、主治医や学校医の意見を聴取の上、学校保健法に基づく出席停止の措置をとることについて適切に判断すること。

- ・ 38度以上の急な発熱
- ・ 咳、呼吸困難感などの呼吸器症状(1つ以上の症状がある)

(※) WHOが公表したSARSの伝播確認地域

5月1日現在、トロント、シンガポール、ウランバートル、北京、広東省、香港、内モンゴル自治区、山西省、台湾、天津

(これらの地域は変わる可能性があるので、最新情報を確認すること。)

(イ) 現に症状がないものについては、特に帰国後10日間は、保護者との連絡を密にし、嚴重な健康観察等を行うこと。

なお、その際、「SARSの潜伏期間が10日間といわれていることから、念のため、人に会うのを最小限にし、濃厚な接触をできるだけ避ける」旨(別添参照)の厚生労働省の考え方(現時点では中国からの入国者のみを対象)を踏まえ、保護者の理解を得て適切に対応すること。

症状が出現した場合には、他の人との接触を避け、すみやかに医療機関の受診を指示するとともに、主治医や学校医の意見を聴取の上、学校保健法に基づく出席停止の措置をとることについて適切に判断すること。

(2) SARSに関する正確な情報を教職員に提供すること等により、教職員がSARSについて正しい認識を持つとともに、その対応について共通理解を深めるよう努めること。

(3) 児童生徒等に対し、現在の知見の下でのSARSに関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、SARSを理由とした偏見が生じな

いようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮すること。

- (4) 学校医や保健所等の関係機関と十分連携しつつ、地域における状況も含めSARSに関する正確な情報を収集するとともに、必要に応じ、児童生徒等や保護者に対する情報提供や相談に努めること。

健感発第0501002号
平成15年5月1日

各 検 疫 所 長 殿

結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、4月3日付け健感発第0403002号通知により対応をお願いしているところですが、4月29日、外務省が中国全土に渡航情報レベル1（十分注意してください）を発出したことを受けて、中国から本邦に到着する航空機全てについて、質問票を配布し、検疫ブース内等で質問票を回収するとともに、その際、別紙（健康カード）の配布をお願いします。

また、検疫ブースの前に乗客が体温を測定できる場所を確保するなど、各検疫所の実情に合わせて健康チェックを実施するよう併せてお願いします。

なお、体温測定の実施については、可能な限り乗客等の協力を得て実施するものであることを申し添えます。

感染地域からの入国者の方へ

到着年月日_____

貴方の在住・滞在された地域はSARSの感染のおそれがある地域とされています。したがって、入国後は次の注意に従ってください。

1. SARSの潜伏期間は10日間といわれています。

この間は、念のため、以下のような対応をしてください。

- (1) 家族・友人を含め、人に会うのは最小限にしてください。また、濃厚な接触はできるだけさけて下さい。
- (2) 外出時は（医師に受診する時を含め）マスクをできるだけ着用して下さい。
- (3) 下記の症状が一つでもでたら、保健所に相談もしくはかかりつけの医師に受診して下さい。その際は、感染地域からの帰国であることを告げ、予約をとって下さい。

発熱 せき 呼吸困難

2. 貴方及び家族を含め貴方が接触した人（特に症状が発生して以後）に症状が発生したら、SARSに感染しているおそれがある旨、事前に医療機関又は最寄りの保健所に電話で相談のうえ、その指示に従ってください。

_____検 疫 所

(地 39F)
平成 15 年 5 月 9 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

香港等における「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に
伴う対応について（第 12 報）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群（SARS）に関しましては、平成 15 年 3 月 13 日付（地 238F）等をもって貴会宛に情報を提供いたしました。

今般、別添のとおり、台湾地域への渡航についても、渡航の検討を促すことを主な内容とする香港等における「重症急性呼吸器症候群」の集団発生に伴う対応について（第 12 報）の通知が、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）長宛になされました。

また、各検疫所長宛に、重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について、厚生労働省健康局結核感染症課長より通知がなされました。

つきましては、参考までに本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

健感発第0507001号
平成15年5月7日

各 検 疫 所 長 殿

結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、当職通知平成15年4月3日付健感発第0403002号、平成15年4月23日付健感発第0423003号及び平成15年5月1日付健感発第0501002号により通知したところでありますが、今後は、質問票及び健康カードを別紙に改めるとともに、台湾においても相当数のSARS患者の発生が確認されていることから、台湾から本邦に到着する航空機についても、機内での質問票の配布及び検疫ブース内での質問票の回収を行い、健康カードの配布を行うこととしたので遺漏なきようお願いします。

なお、中国、香港及び台湾以外から来航する航空機であっても、当該地域からの乗り継ぎによる乗客の搭乗率が高い航空機についても、予め航空会社の協力を得て、同様の措置を実施するよう併せてお願いします。

また、SARSの伝播確認地域からの来港する船舶においては、これまで無線検疫をお願いしていたところですが、今回、中国、香港及び台湾からの客船についても航空機と同様に、船舶会社等の協力を得て船内での質問票の配布及び乗員、乗客の体温測定を実施するとともに、着岸検疫による質問票の回収及び健康カードの配布を行ってください。

さらに、中国、香港、台湾から来る貨物船についても、乗組員の体温測定を実施させる等検疫の強化を図られるようお願いします。

別 紙

●このカードは、あなたやあなたの周りの方の健康を守るための大切なものですから、正確に記入してください。

健 康 状 態 質 問 票

氏 名 _____ 性別 ☐ 男 ☐ 女 年齢 _____

到着月日 _____ 便名 _____ 座席番号 _____

日本での住所、連絡先

_____ 電話番号： _____ - _____ - _____

○あなたの健康状態について、記入してください

発 熱 : ☐ あり ☐ なし

せ き : ☐ あり ☐ なし

息苦しさ : ☐ あり ☐ なし
(呼吸困難)

その他の症状

[]

厚生労働省 検疫所

感染地域からの入国者の方へ

到 着 年 月 日 _____

貴方の在住・滞在された地域はSARSの感染のおそれがある地域とされています。したがって、入国後は次の注意に従ってください。

1. SARSの潜伏期間は10日間といわれています。

この間は、念のため、以下のような対応をしてください。

- (1) 家族・友人を含め、人に会うのは最小限にしてください。また、濃厚な接触はできるだけさけて下さい。
- (2) 外出時は (医師に受診する時を含め) マスクをできるだけ着用して下さい。
- (3) 下記の症状が一つでもでたら、保健所に相談もしくはかかりつけの医師に受診して下さい。その際は、感染地域からの帰国であることを告げ、予約をとって下さい。

・発熱 ・せき 呼吸困難

2. 貴方及び家族を含め貴方が接触した人 (特に症状が発生して以後) に症状が発生したら、SARSに感染しているおそれがある旨、事前に医療機関又は最寄りの保健所に電話で相談のうえ、その指示に従ってください。

_____ 検 疫 所

健感発第0507003号
平成15年5月7日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

香港等における「重症急性呼吸器症候群」の集団発生
に伴う対応について(第12報)

標記については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関するWHOの緊急情報について」(平成15年3月12日健感発第0312002号)等により、貴管内の医療機関等の関係機関への周知等の対応をお願いしているところです。

渡航情報については、平成15年4月3日付け健感発第0403001号、同月22日付け健感発第0422001号、同月23日付け健感発第0423002号結核感染症課長通知等により、香港、中国広東省、北京市及び中国山西省への不要不急の旅行を延期することをお勧めしていますが、台湾におけるSARS患者が急増していることから、本症候群へのり患を予防するため、当該地域への渡航についても、渡航の是非の検討を促すとともに、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いします。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であること(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>)及び本通知の内容については、外務省とも協議済みであり、外務省より同趣旨の渡航情報が発出又は発出される予定であることを申し添えます。

重症急性呼吸器症候群（SARS）についてのお知らせ

重症急性呼吸器症候群（SARS）は、中国広東省や香港での発生から世界二十数カ国で広がりを見せている呼吸器疾患です。

○ 38度以上の急な発熱

○ 咳、呼吸困難

などの症状があり、発症前10日以内に、重症急性呼吸器症候群の伝播確認地域（※下記参照）に旅行した方で、この重症急性呼吸器症候群（SARS）について、気になることがありましたら、最寄りの保健所までご相談ください。

※WHOが5月5日現在、最近の地域内伝播確認が疑われる地域としているのは、トロント、ウランバートル、シンガポール、北京、広東省、山西省、内モンゴル自治区、天津、香港特別行政区、台湾

注）なお、伝播確認地域はWHOにより随時更新されているので、国立感染症研究所のホームページ(<http://idsc.nih.go.jp/others/urgent/update.html>)で確認してください。

感染地域からの入国者の方へ

SARSの潜伏期間は10日間といわれています。この間は、念のため、以下のような対応をしてください。

- （1）人に会うのは最小限にして下さい。また、濃厚な接触はできるだけさけて下さい。
- （2）外出時はマスクをできるだけ着用して下さい。
- （3）発熱、咳、呼吸困難の症状が1つでもでたら、保健所に連絡して下さい。

- ・ 現時点では、日本国内でのSARS患者の発生は確認されておられません。
- ・ 症状がないときには、特に心配する必要はありません。
- ・ 海外の報告によると、SARSと診断された患者さんでも80～90%の方は自然治癒しています。

問い合わせ先

福岡県保健福祉部健康対策課結核感染症係

TEL 092-643-3268

※このご案内は平成15年5月7日現在の情報を元に作成しています

相談受付先一覧

保健所名		電話番号
政令市・中核市以外	筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5584
	粕屋保健福祉環境事務所	092-939-1534
	宗像保健福祉環境事務所	0940-36-2366
	朝倉保健福祉環境事務所	0946-22-3964
	糸島保健福祉環境事務所	092-322-1439
	遠賀保健福祉環境事務所	093-201-4164
	鞍手保健福祉環境事務所	0949-23-3120
	嘉穂保健福祉環境事務所	0948-21-4972
	田川保健福祉環境事務所	0947-42-9345
	久留米保健福祉環境事務所	0942-30-1054
	浮羽(支所)	09437-5-2039
	三潨(支所)	0944-86-2549
	八女保健福祉環境事務所	0943-22-6960
	山門保健福祉環境事務所	0944-62-4174
	京築保健福祉環境事務所	0930-23-2690
	築上(支所)	0979-82-3308
北九州市保健所		093-522-8711
福岡市	東区	092-651-3831
	博多区	092-441-0022
	中央区	092-761-7361
	南区	092-541-2231
	城南区	092-831-4261
	早良区	092-851-6400
	西区	092-882-3231
大牟田市保健所		0944-41-2669
(平日8:30~17:00以外のご相談は下記電話番号にご連絡下さい)		
北九州市 093-522-8711		福岡市 092-761-7361
大牟田市 0944-41-2669		
北九州市、福岡市、大牟田市以外の方 092-471-0264		